

IV 振興山村への優遇措置一覧

Ⅳ 振興山村への優遇措置一覧

(令和8年4月1日現在)

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
特別事業	1 中山間地域等直接支払交付金	補助率 定額		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第2号 予算措置	農林水産省	□
	2 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型)	補助率 定額 (1/2等)		農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項		
	3 農山漁村地域整備交付金のうち					
	農村集落基盤再編・整備事業の一部	補助率 55/100等		土地改良法第126条 ※同法施行令第78条		
	草地畜産基盤整備事業 (草地林地総合整備型)	補助率 55/100等				
	4 中山間地域農業農村総合整備事業	補助率 55/100等		土地改良法第126条 ※同法施行令第78条		
	5 農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	補助率 定額、1/2等		予算措置		
	6 中山間地域所得確保推進事業	補助率 定額等		予算措置		
	7 山村活性化支援交付金	補助率 定額		予算措置 山村振興法第10条	○	
	8 デジタルインフラ整備推進事業	補助率 2/3等		予算措置 電波法第103条の2	総務省	□
9 放送ネットワーク整備支援事業	補助率 2/3等	補助率 2/3等	予算措置			
10 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 (辺地共聴施設の高度化支援事業)	補助率 1/2等	補助率 1/2等	予算措置			

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
特別事業	11 地域医療介護総合確保基金 (生活支援ハウス) (注) 離島、山村等の特別措置法に基づくものに限る	補助率 定額		予算措置	厚生労働省	☐
	12 離島・中山間地域等サービス確保対策事業	補助率 1 / 2 等		予算措置	厚生労働省	☐
	13 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	補助率 1 / 2		予算措置	厚生労働省	☐

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
融資制度	1 振興山村・過疎地域経営改善資金	償還期限 25 年以内 据置 8 年以内 利率 (令和 8 年 3 月 18 日現在) ①補助(一般)2.65% ②補助(共同利用) 3.65% ③非補助 2.50%		※山村振興法第 17 条 ※株式会社日本政策金融公庫法第 12 条第 4 項別表第 5 第 5 号	農林水産省 (株)日本政策金融公庫	☐
	2 中山間地域活性化資金	①加工流通施設 償還期限 15 年以内 据置 3 年以内 利率 2.05～2.60% ②保健機能増進施設 償還期限等は、①と同じ ③生産環境施設 償還期限 25 年以内 据置 8 年以内 利率 2.50% 注 1：上記の利率(令和 8 年 3 月 18 日現在)は、公庫の貸付利率であり、系統等の貸付利率は、各都道府県が独自に設定。 注 2：③は、系統等の場合、「生活環境施設」が対象。	①の資金は利用可能 (ただし、申込者は、中山間地域の農林漁業者と 1 年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること等が必要) ②、③の資金は中山間地域内であれば利用可能	※株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 1 項第 1 号別表第 1 第 11 号		

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
補助率の嵩上げ	1 農山漁村振興交付金のうち				農林水産省	—
	地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型	補助率 55%相当	補助率 50%相当	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第2項		
	2 農山漁村地域整備交付金のうち					
	農地整備事業 (経営体育成型、耕作放棄地型)	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条		
	水利施設等整備事業 (畑地帯総合整備型、畑地帯総合整備中山間地域型のうち担い手育成対策)	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条		
	農業基盤整備促進事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	水利施設等整備事業 (地域農業水利施設保全型)	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	防災ダム事業 (防災ため池工事)	補助率 55/100	補助率 50/100 他	土地改良法第126条 ※同法施行令第78条 予算措置		
	ため池等整備事業 (ため池緊急防災体制整備促進事業)	補助率 55/100	補助率 50/100			
	地域ため池総合整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他			
	ため池群整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他			
	農村災害対策整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100			
	森林基盤整備事業のうち森林整備事業（林道の開設）	補助率 50/100	補助率 45/100	森林法第193条 ※同法施行令第12条		

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
補助率の 高上げ	3 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域活性化型（活動計画策定事業））	補助率 ・ソフト 定額 （上限 600 万円）	補助率 ・ソフト 定額 （上限 500 万円）	予算措置	農林水産省	—
	4 農業競争力強化基盤整備事業 （農業競争力強化農地整備事業） （農地中間管理機構関連農地整備事業）	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条 予算措置		
	5 農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設整備事業 ・低炭素農業水利システム構築型 ・流域治水対策型 ・農地集積促進型 ・簡易整備型 ・畑作等推進支援水利再編型 畑地帯総合整備事業 ・畑地帯総合整備型 （担い手育成対策） ・畑地帯総合整備中山間地域型 （担い手育成対策） ・高収益作物導入促進型 ・高収益作物転換型 ・畑作物等転換型	補助率 55/100	補助率 50/100	土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条 予算措置		
	6 農地耕作条件改善事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	7 畑作等促進整備事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	8 農業水路等長寿命化・防災減災事業	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	9 農村地域防災減災事業	補助率 55/100	補助率 50/100 他	土地改良法第 126 条 ※同法施行令第 78 条		
	10 農村整備事業 （農道・集落道整備事業のうち集落道の整備、営農飲雑用水施設整備事業、地域資源利活用施設整備事業、集落防災安全施設整備事業）	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置		
	11 鳥獣被害防止総合対策交付金	補助率 55/100 以内	補助率 1 / 2 以内	予算措置		
	12 農業生産基盤情報通信環境整備事業	補助率 5.5/10	補助率 1 / 2	予算措置		
	13 森林環境保全整備事業（林道の開設）	補助率 50/100	補助率 45/100	森林法第 193 条 ※同法施行令第 12 条	林 野 庁	—

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
補助率の嵩上げ	14 消防防災施設整備費補助金（防火水槽（林野分）、救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））	補助率 55/100 以内 (財政力指数が0.44以下の市町村に限る)	補助率 1/3 以内	予算措置	消防庁	○
	15 公立小中学校等の危険建物等の改築	補助率 55/100 (財政力指数が0.40未満である市町村の区域内にあるものに限る)	補助率 1/3	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第1項	文部科学省	－
	16 保育所の整備	補助率 55/100	補助率 50/100	予算措置	こども家庭庁	□
	17 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	補助率 3/4	補助率 2/3	予算措置	厚生労働省	□

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
採択基準等の緩和	1 農業生産基盤情報通信環境整備事業	受益面積 5ha 以上	受益面積 20ha 以上	予算措置	農林水産省	一
	2 農山漁村地域整備交付金のうち					
	農地整備事業 (通作条件整備)	(うち基幹農道整備)		土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 12項 予算措置		
		受益面積 30ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 3.0m 以上	受益面積 50ha 以上 総事業費 1 億円以上 車道幅員 4.0m 以上			
		(うち一般農道)				
		受益面積 30ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.0m 以上	受益面積 50ha 以上 総事業費 5 千万円以上 全幅員 4.5m 以上			
水利施設等整備事業(畑地帯総合整備型) (畑地帯総合整備 中山間地域型 (担い手育成対策))	受益面積 10ha 以上 等 (受益地に担い手が 1戸以上) (北海道 100ha 以上)	受益面積 20ha 以上 等	土地改良法 第85条 ※同法施行 令第50条第 4項			

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
採択基準等の緩和	草地畜産基盤整備事業	(うち道営草地整備事業)		土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置		—
		受益面積 250ha 以上 (北海道に限る)	受益面積 500ha 以上 (北海道に限る)			
		(うち公共牧場整備事業)				
		既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上) 受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上)	既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上) 受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上)			
		(うち再編整備事業)				
		・事業参加者 5 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業完了後 1,500 頭以上に増頭 ・事業完了後の受益草地等面積 15ha 以上	・事業参加者 10 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業完了後 3,000 頭以上に増頭 ・事業完了後の受益草地等面積 30ha 以上			
		(うち水田地帯等担い手育成整備事業)				
		・事業参加者 5 人以上 ・事業完了後の牛飼養頭数が、成牛換算で 50 頭以上増加 ・事業完了後の受益草地等面積 15ha 以上	・事業参加者 10 人以上 ・事業完了後の牛飼養頭数が、成牛換算で 100 頭以上増加 ・事業完了後の受益草地等面積 30ha 以上			
	漁業集落環境整備事業	漁業集落人口 50 人以上 5,000 人以下	漁業集落人口 300 人以上 5,000 人以下	予算措置		
森林基盤整備事業のうち森林整備事業(林道の改良)	利用区域森林面積 200ha 以上(幹線)	利用区域森林面積 500ha 以上(幹線)	森林法第193条 ※同法施行令第12条			
3 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業 (農地集積促進型、畑作等推進支援水利再編型))	受益面積 10ha 以上	受益面積 20ha 以上	土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第5項	農林水産省	—	
4 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (畑地帯総合整備中山間地域型 (担い手育成対策)))	受益面積 10ha 以上等 (受益地に担い手が1戸以上) (北海道 100ha 以上)	受益面積 20ha 以上等	土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第4項	農林水産省	—	

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
採択基準等の緩和	5 農業競争力強化農地整備事業 (草地畜産基盤整備事業)	(うち道営草地整備事業)		土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第10項 予算措置	農林水産省	—
		受益面積 250ha 以上 (北海道に限る)	受益面積 500ha 以上 (北海道に限る)			
		(うち公共牧場整備事業)				
		・既存草地面積 50ha 以上 (北海道 125ha 以上) ・受益面積 30ha 以上 (北海道 150ha 以上)	・既存草地面積 100ha 以上 (北海道 250ha 以上) ・受益面積 60ha 以上 (北海道 300ha 以上)			
		(うち再編整備事業)				
		・事業参加者 5 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 1,000 頭以上で事業完了後 1,500 頭以上に増頭 ・事業完了後の受益草地等面積 15ha 以上 (北海道 100ha 以上)	・事業参加者 10 人以上 ・現況の家畜飼養頭数 2,000 頭以上で事業完了後 3,000 頭以上に増頭 ・事業完了後の受益草地等面積 30ha 以上 (北海道 200ha 以上)			
	6 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (高収益作物導入促進型))	受益面積 10ha 以上 高収益作物新規作付面積 1 ha 以上	受益面積 20ha 以上 高収益作物新規作付面積 2 ha 以上	土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第7項	農林水産省	—
7 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型、畑作物等転換型))	団地要件 0.5ha 以上	団地要件 1ha 以上	土地改良法第85条 同法施行令第50条第7項 ※予算措置	農林水産省	—	
8 農村整備事業 (農道・集落道整備事業)	受益面積 30ha 以上 車道幅員 3.0m 以上	受益面積 50ha 以上 車道幅員 4.0m 以上	土地改良法第85条 ※同法施行令第50条第12項 予算措置	農林水産省	—	
9 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	・作付面積 稲 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上等	・作付面積 稲 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上等	予算措置	農林水産省	—	
10 新基本計画実装・農業構造転換支援事業	・作付面積 稲 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上等	・作付面積 稲 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上等	予算措置	農林水産省	—	
11 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策	・作付面積 稲 10ha 以上 露地野菜 5 ha 以上 露地花き 3 ha 以上等	・作付面積 稲 50ha 以上 露地野菜 10ha 以上 露地花き 5 ha 以上等	予算措置	農林水産省	—	

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
採択基準等の緩和	12 森林環境保全整備事業 (林道の改良)	幹線の要件が 利用区域森林面積 200ha 以上 効率的施業区域等では 30ha 以上	幹線の要件が 利用区域森林面積 500ha 以上 効率的施業区域等では 50ha 以上	森林法 第 193 条 ※同法施行 令第 12 条	林 野 庁	—
	13 野菜価格安定対策 事業のうち特定野菜 等供給産地育成価格 差補給事業	対象産地の指定野菜作 付面積 ・果菜類除く 概ね 5 ha 以上 ・果菜類 概ね 3 ha 以上	対象産地の指定野菜作 付面積 ・果菜類除く 概ね 10ha 以上 ・果菜類 概ね 5 ha 以上	予算措置	農林水産省	—
	14 漁村整備事業	漁業集落人口 50 人以上 5,000 人以下	漁業集落人口 300 人以上 5,000 人以下	予算措置	水 産 庁	—

区分	事業名	優遇措置の内容		根拠	所管	備考
		振興山村	一般地域			
その他	1 基幹的な市町村道 及び農道、林道、漁港 関連道の整備	都道府県の代行		※山村振興 法第 11 条	国土交通省 農林水産省	○
	2 国有林野活用の特 例的取扱い	分収造林契約の収益分収割合		※国有林野 の活用に関 する法律第 3 条第 1 項 第 7 号	林 野 庁	○
		造林者 100 分の 80 (北海道 100 分の 90) 国 100 分の 20 (北海道 100 分の 10)	造林者 100 分の 70 (北海道 100 分の 80) 国 100 分の 30 (北海道 100 分の 20)			
	3 辺地債についての 特別措置	辺地度点数の算定にお いて、特定振興山村(振 興山村であって財政力 指数が 0.4 未満の市町 村(過疎地域の市町村 は除く。))については 25 点を加算		辺地に係る 公共的施設 の総合整備 のための財 政上の特別 措置等に関 する法律第 2 条※施行 令第 1 条、省 令第 1 条及 び第 2 条	総 務 省	□
	4 特定居住支援法人 によるマッチングの 支援	取組が山村地域で実施 される場合、公募審査 時に加点して評価		山村振興法第 21 条の 4、第 21 条の 5	国土交通省	—
	5 二地域居住先導的 プロジェクト実装事 業	事業が山村地域で実施 される場合、公募審査 時に加点して評価		山村振興法第 21 条の 4、第 21 条の 5	国土交通省	—
	6 里山林活性化によ る多面的機能発揮対 策交付金	山村振興計画に里山林 の保全活動等に関する 内容が位置付けられて いる場合、地域協議会 は優先的に採択するこ とができる		予算措置	林 野 庁	△

注：1 備考欄の表示は次のとおりである。

- ----- 山村振興計画に基づき採択される事業、措置等
- ◇ ----- 市町村が作成する産業振興施策促進事項に基づき実施される措置等
- (△ ----- 山村振興計画樹立地域が優先して採択される事業、措置等)
- ----- 採択要件に振興山村を規定している事業、措置等
- ----- 上記以外で振興山村が優遇されている事業、措置等

2 ※は振興山村の優遇措置根拠